

平成26年4月8日
千葉県報第12907号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結論

- 1 本件措置請求のうち、教員の海外派遣に係る補助金の支出に関する措置を求める部分及び平成 26 年度以降に学校法人暁星国際学園に対して交付される千葉県私立学校経常費補助金の支出に関する措置を求める部分を却下する。
- 2 本件措置請求のその余の部分棄却する。

第 2 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）
省 略

2 受付日

平成 26 年 1 月 29 日

3 請求の要旨

提出された千葉県職員措置請求書及び添付の事実証明書（以下「請求書」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

学校法人暁星国際学園（以下「学園」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、学園の幼稚園園長とサッカースクールを運営する株式会社（以下「会社」という。）の会長から働きかけを受け、サッカーの得意な生徒を集めたアストライインターナショナルコース（以下「アストラコース」という。）を開設し、学園に経済合理性のない業務委託契約を会社との間に締結し、グラウンド整備費用・ナイター照明費用等の名目で多額の出費をし、学園の経営を危機に追い込んでいる。これ以外にも学園の経営を圧迫する多額の出費が行われており、これらの中には千葉県私立学校経常費補助金（以下「経常費補助金」という。）の対象外経費について、千葉県（以下「県」という。）に申請されている疑いがあるものが含まれている。

平成 25 年 8 月 27 日、学園の ██████████ である請求人 ████████ は上記の点について学園に業務監査を求めたが、これを拒否されたばかりか、請求人 ████████ は理事長らからパワーハラスメント等を受けた。

そこで、請求人■■■■は、同年9月26日、千葉県総務部学事課（以下「学事課」という。）に検査と行政指導を求め告発を行った。これを受けて、学事課は、学園に立入検査等を実施した。同年12月25日、千葉県知事（以下「知事」という。）は会社との業務委託契約の見直し、経営改善計画の策定と県への提出等を内容とする経営改善指導の通知を行った。

しかし、知事の指導通知は、理事長が指導の重大性を理解していないこと、理事会の構成へ踏み込んでいないこと、第三者委員会の設置を勧告していないことなどから不十分である。

知事は、学園における財務状況の悪化、学園と会社との業務委託契約などの不適正な管理運営、経常費補助金の使途制限違反等があるため、経常費補助金を減額すべきであった。それにもかかわらず、裁量権を濫用し、経常費補助金を減額せずに違法又は不当に、同年12月5日、学園に対して交付した。更には同年12月よりも前に交付された経常費補助金についても経常費補助金の減額事由があったとも考えられる。

県はこの支出によって損害を被っており、今後交付する経常費補助金については損害を被るおそれがある。県には、この経常費補助金の交付に関し、監督、指導義務を怠っており、怠る事実がある。

したがって、住民監査を請求し、必要な措置を求める。

また、学園は海外に教員を派遣していることを理由に、平成24年度及び平成25年度に600万円の補助金を県に申請し、これを受領しているようである。しかし、学園を退職した教員が海外の日本人学校で校長を務めているが、この者は学園から派遣されているものではないので、この点についても監査を請求する。

第3 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理及び暫定的停止勧告の要否

(1) 請求の受理

本件措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成26年2月13日、受理することを決定した。

(2) 暫定的停止勧告の要否

本件措置請求について、地方自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告の要否を検討したところ、同項に定める「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要」がある場合に該当しないものと判断し、同年2月13日、同勧告はしないこととした。

2 監査対象事項

請求書、請求人の陳述等を総合すると、請求人は、平成25年12月に知事が学園の高等学校及び中学校に交付した経常費補助金（以下「12月分補助金」という。）の支出、同年12月よりも後に知事が学園に交付する経常費補助金の支出及び同年12月よりも前に知事が学園に交付した経常費補助金の支出並びに教員の海外派遣に係る補助金の支出が「違法又は不当な公金の支出」と主張しているものと解される。

したがって、経常費補助金及び教員の海外派遣に係る補助金の交付に係る事務を所掌している学事課を監査対象機関とし、学園に対するこれらの経常費補助金及び教員の海外派遣に係る補助金の支出に、請求人の主張する違法又は不当な点があるか否かについて、監査を実施した。

3 意見書

経常費補助金の交付に係る権限を有している知事に対し、平成26年2月14日、本件措置請求に係る意見の提出を求めた。

知事は、同年3月3日付け学第1492号により、別添「意見書」を提出した。

4 請求人の陳述の聴取

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、平成26年2月20日に証拠を提出し、同年2月21日に「住民監査請求公聴会での陳述要旨」を提出し、陳述を行った。また、同年2月25日に「住民監査請求に関する陳述補足」を提出した。

陳述の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 請求人の県に対する告発が適切に扱われておらず、県の学園に対する行政指導は、理事会の責任・構成の問題に踏み込んでいないこと、経常費補助金の減額・停止事由があるのに明確に学園に通知していないこと、小学校の授業料や補助金を高等学校及び中学校の赤字の補填に充ててはならないことについての指導がなされていないことなどから不十分であり、この知事の行為により経常費補助金が違法に支出され、今後も支出されるおそれがある。
- (2) 学園の経営状況悪化の問題が明らかになって以降、学園に対する外部の評価が急落している。理事会の構成を変更して人心を一新するための抜本的改革を行っていることを外部に対して示すことが緊急に必要とされるが、学園は県の行政指導を5年間の猶予期間と考えており、適正な対応を怠り続けていることから、抜本的改革は期待できない。このことから、学園は急速に劣化している。
- (3) 経営改善計画を何度も書き直させるというような時間をかけた県の

対応は学園を劣化させるばかりであり、そのような緩慢な対応では指導責任を果たしたとは到底思われない。

また、経営改善計画を何度も書き直させるよりも、理事会の構成・管理職の人事を一新すれば学園の赤字体質は早急に改善される可能性があるが、学事課は積極的に事態を收拾しようとせず、学園・保護者の混乱を放置している。

- (4) 私学自治は、経営が健全であること、法律を遵守していることが前提であり、今回のように膨大な赤字が継続し、授業料や補助金が適正に使われていないという状況では、適切な指導を行って赤字の解消に努められる体制への転換を促す義務が県にはある。

また、県の指導通知では、形式的な違反だけがとらえられており、財政健全化のために重要な事項についての指導が行われていない。学園の告発に対する対応、放漫経営と信用の低下という危機的状況等を見れば、理事会の刷新、さらには解散もありうることを指導するのが当然である。

もし理事会の構成にまで踏み込む指導をするに十分な事実が発見できなかったというのであれば、第三者委員会を設置して調査を継続すべきである。

- (5) 県は、請求人が平成25年9月26日には告発を行ったにもかかわらず、同年11月まで立入りを行わず、同年12月に経常費補助金を支出している。県が1か月早く立入りを行っていれば、経営改善指導に関する事実に基づき12月分補助金は減額されたはずである。

しかもこの1か月の遅れは、抜本的改革が新学期に持ち越される可能性を生んでいる。そうなると、新体制による学園の経営の刷新が最悪の場合1年遅れることになり、学園にも重大な損害を発生させるものである。

- (6) 経常費補助金の減額・停止を求める根拠法令として、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成7年千葉県告示第677号。以下「要綱」という。）第3条第1号、第2号、第5号及び第6号を追加する。
- (7) 学園は海外に教員を派遣していることを理由に、平成24年度及び平成25年度に600万円の補助金を県に申請し、これを受領しているようである。しかし、学園を退職した教員が海外の日本人学校で校長を務めているが、この者は学園から派遣されているものではないので、この点についても監査を請求する。

5 知事の陳述の聴取

平成26年3月13日、知事の陳述を聴取した。

知事は、意見書のとおり陳述した。

6 平成26年3月13日に実施した監査の概要

平成26年3月13日、監査対象機関である学事課に対して行った監査において、学事課は以下のとおり申し述べた。

(1) 学園に対する検査指導関係

ア 私立学校に対する指導方針について

県は従来から、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定により毎年度、学校法人から提出される財務計算に関する書類を分析して財務状況の把握をするとともに、4年に1回実施している定例検査の結果も併せて検討し、その都度必要に応じて改善を通知し、指導を行っている。

イ 学校法人に対する特別検査について

平成25年7月には私立学校経営者研修会を実施し、財務状況悪化の兆候が認められる学校法人に対しては早期に特別検査を実施することを伝え、財務状況が悪化していると判断した学校法人には経営改善計画の策定を求めることとした。この特別検査の実施と経営改善計画の策定は、平成25年度から新たに始めたものである。

特別検査については、負債総額の総資産に対する割合である総負債比率が30パーセントを超えていること、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率が100パーセント未満であること、帰属収入から消費支出を差し引いた差額である帰属収支差額が2期連続マイナスであることの3つの財務指標の調査を行い、このうちの2つ以上の指標に該当する学校法人から優先的に実施すべく準備を進めていた。

ウ 学園の財務状況悪化の兆候と特別検査の実施時期について

学園については、3つの財務指標のうち帰属収支差額が3期連続マイナスとなり、更にマイナス幅が拡大していることから、財務状況悪化の兆候が認められると判断した。学園に対する具体的な特別検査の時期は請求人から告発があった時点では未定であったところ、この告発を受けて早期に特別検査に入れるよう日程調整をし、特別検査を行うことを決定した。

エ 特別検査の方法及び重点項目について

特別検査は学校法人検査指導実施要綱に基づき法人運営、学校運営及び財務運営の状況について確認している。

特別検査は通常は1日で実施しているが、今回は告発の内容が多岐にわたっているため、幅広く慎重に平成25年11月27日及び12月4日の2日間にわたって実施した。

特別検査の際には、請求人からの告発にあった、学園と会社との間で平成24年9月1日に締結された業務委託契約及び合意書、特待生の割合、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の違反

などの特に告発の中で強く指摘のあった事項について重点的に確認した。

オ 学園に対する特別検査の結果について

特別検査の結果、確認された不適切な事項については意見書の3ページから4ページまでに記載したとおりである。

会社が主催するサッカー大会に対して学園の負担が過大ではないのかという請求人の指摘については、実際に負担は過大ではなく、また、学園の広報のため必要な経費であると考えている。理事会が適正に開催されていないとの主張など、それ以外の主張についても前述の特別検査の中で確認したが、指摘した事項以外には不適切な事項は確認されていない。

カ 寄付金の扱いについて

知事が毎年度行う私立学校実態調査及び学校法人実態調査（以下「実態調査」という。）においては、募集に応じた寄付金についての調査を行っており、これは、授業料等の納付金と同様の趣旨を持つものについて確認をしているものである。

請求人の主張する寄付金の実態調査において計上されていないということについて、請求人の主張する寄付金は募集に応じた寄付金ではなく、保護者が任意で行ったものであるということを学校に確認しており、また、当該寄付金については学校会計には計上されているので、当該寄付金については適正に処理されている。

キ 会社との業務委託契約等における妥当性欠如について

意見書の3ページから4ページまでに記載したとおり、仕様書や積算根拠がないので委託料の積算の妥当性が確認できず、また、実績報告がないので成果の検証ができず、業務委託契約等としての妥当性を欠いている。

(2) 経常費補助金の支出及び減額関係

ア 経常費補助金の算定方法について

当該年度の経常費補助金に係る予算の総額を、学校割に5パーセント、生徒割に50パーセント、教職員割に30パーセント、財務割に15パーセント、それぞれ配分する。配分した金額を、更に生徒数等に応じて補助対象となる学校ごとに算定するものである。

イ 12月分補助金を支出する際に減額が行われなかったことについて

12月分補助金については、平成25年12月2日に交付決定を行い、同年12月10日に支出した。特別検査については同年11月27日及び12月4日に実施したところであり、12月分補助金の支出日である同年12月10日時点では減額事由に該当するという判断をするまでに至らなかったことから、減額を行わず支出した。

請求人の告発があつてからの経過については、同年9月26日に

告発書の提出を受け、同年10月1日に請求人と面談を行い告発の内容について確認し、同年10月8日に学園において告発事項である請求人への監視行為等について調査及び指導を行った。その後、同年10月25日付けで特別検査を行う旨を通知した。この間、請求人からは複数回にわたって相談がありその都度対応を行っていた。

また、今回は請求人から多岐にわたって告発があったので、個々の問題を整理し検査手法の検討を行った。

ウ 平成25年12月よりも前に支出された経常費補助金について

会社との業務委託契約等や特待生に対する授業料の減免の事実は確認したが、アストラコースを強化するための学園としての経営方針として行っているものである。

学園の財務状況については、私立学校振興助成法に基づいて毎年度提出される財務計算に関する書類や、学校法人検査指導実施要綱に基づいて4年に1回実施している定例検査において確認している。学園の決算状況は、平成24年度において急激に赤字が拡大したものである。平成25年12月よりも前の経常費補助金については減額事由が認められなかったことから減額せずに支出したものである。

エ 経常費補助金の減額について

要綱第3条各号に該当する場合に経常費補助金の全部又は一部を交付しないことができると規定されているが、経常費補助金の目的である私立学校の健全経営の維持と保護者の経済的負担の軽減に資するため、減額の判断は慎重に行うものである。

オ 平成26年3月に知事が学園の高等学校及び中学校に交付する経常費補助金（以下「3月分補助金」という。）の支出に係る減額について

特別検査の結果を踏まえて、経常費補助金の減額事由として、会社との業務委託契約等に関する事、特待生に関する事、教育職員免許法違反についての虚偽申述に関する事の3点が確認された。これらについては要綱第3条第6号に該当するものである。

今回行う減額については、過去の事例も踏まえたうえで、学園は県の指導に対して従う姿勢を見せているということも考慮して総合的に判断し、高等学校及び中学校について配分基準により算定した年間の補助額から5パーセントを減額することとした。

高等学校については6,289,000円、中学校については3,677,000円、合わせて9,966,000円を減額し、平成26年3月10日に変更交付決定した。

(3) 経常費補助金の対象外経費関係

ア 経常費補助金の対象外経費について

経常費補助金の対象外経費である補助活動費とは、寮、スクール

バス、食堂等の教育活動に付随する活動に係る経費である。

会社が主催するサッカー大会は、1,000人以上の小学生が集まる大会であり、日中に開催されているものである。寮を使用する場合には会社が学園に寮に係る経費を支払っており、また、ナイター設備の光熱費について、仮に経費の負担があったとしても、学園の広報活動に係る経費として経営戦略上必要なものであると認められる。

イ 経常費補助金の目的外使用について

経常費補助金は、経常費を対象として学校ごとに補助されており、各学校に対する経常費補助金は、各学校の対象経費の範囲内で補助している。このことから、経常費補助金が学園内の他の学校の赤字の補填に使われているということはない。

第4 認定した事実

知事の陳述、学事課に対する監査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 学園が締結した業務委託契約等について

(1) 学園について

学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条の規定により、昭和59年8月1日に知事から認可を受けた学校法人であり、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を運営している。高等学校及び中学校においてはレギュラーコース、インターナショナルコース、アストラコース及びヨハネ研究の森コースの4つのコースが設置されており、小学校においてはレギュラーコース及びインターナショナルコースの2つのコースが設置されている。

なお、平成25年5月1日現在、高等学校については265名、中学校については177名の生徒が在籍している。

(2) アストラコースについて

平成22年4月に新設されたコースで、サッカーを通じて培った強い精神力を基礎として、語学力やコミュニケーションスキルを身につけ、あらゆる局面に対し積極的に挑戦し、様々な国の人々としっかりとした関係を築くことができる人材を育てることとしている。

(3) 会社との業務委託契約等について

学園と会社との間で、平成24年9月1日から平成31年3月31日までを契約期間とする業務委託契約書と、それに基づく2件の合意書が締結されている。その内容は、学園のアストラコースの総合発展を基盤にし、学園の活性化を目指す一連のプロジェクトに関するものであり、具体的にはアストラコースに関するコンサルティング、マネジメント、生徒募集業務、広報業務、人員採用への助言並びに学園の高等学校及び中学校サッカー部に関する強化、マネジメントなどである。委託料に

関しては、毎年度学園と会社との間で「委託料に関する合意書」を取り交わし定めることとなっている。

また、「暁星国際中高サッカー部業務に関する合意書」（当該合意書及び前述の業務委託契約書を合わせて、以下「業務委託契約等」という。）については、アストラコースの充実を目的としたスタッフの役割及び人員数等を定めているものであり、委託料も業務委託契約とは別に定められている。

知事は平成25年12月25日に検査指導の結果通知を行い、その中で業務委託契約等について、委託期間及び委託料の支払方法の妥当性について検討するとともに、受託者に対して仕様書及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すよう求めた。

(4) 会社が実施するサッカー大会について

会社が主催するサッカー大会が、学園で合宿形式により行われている。この大会は全国各地から1,000人以上の小学生が参加していることから、学園は生徒募集の一環としてアストラコースを全国的に広報するためのものとして位置づけている。この大会においては学園の寮が使用されており、学園は会社から寮に係る経費（宿泊費及び食費相当額）を徴収している。

2 経常費補助金について

(1) 関係規定について

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」とされており、私立学校法第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」とされている。

さらに、私立学校振興助成法では、第1条において「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする」とされており、また、第9条において「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる」

とされている。

県は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）及び要綱に基づき、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、予算の範囲内において、当該学校法人に対し経常費補助金を交付している。

(2) 経常費補助金の対象について

経常費補助金の対象となる経常的経費は、要綱第2条第2項各号に掲げられている以下の経費であり、これらを対象に学校ごとに補助するものである。

ア 人件費のうち教員人件費、職員人件費及び退職金（退職給与引当金を除く。）

イ 教育研究及び管理に要する経費（交際費、補助活動費及び減価償却費を除く。）

(3) 経常費補助金の算定について

経常費補助金の金額は、要綱においては定額と定められており、具体的な金額については毎年度知事が配分基準を定め、各学校に対する金額を算定する。配分基準に基づき、まず配分総額（予算額）を大項目である学校割、生徒割、教職員割、財務割に配分する。次にその配分された金額を各学校ごとに生徒等の人数、教職員数や取組内容に応じて計算し、その結果を合算して一般補助の金額とする。さらに、社会人講師の採用などの学校ごとの取組みについて定額で交付する特別補助の金額を加え、各学校の経常費補助金の年間の総額を算定する。

(4) 経常費補助金の交付手続について

知事は、上記（3）の年間の総額を、各年度において高等学校については6月、12月及び3月の3回、中学校及び小学校については12月及び3月の2回に分けて交付している。

経常費補助金の交付手続として、高等学校については、例年5月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が行われ、6月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、11月及び2月に学校法人からそれぞれ変更承認申請が行われ、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、12月に2回目、3月に3回目の概算払を行い、4月に額の確定及び精算を行う。

中学校及び小学校については、例年11月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が行われ、12月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、2月に学校法人から変更承認申請が行われ、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、

3月に2回目の概算払を行い、4月に額の確定及び精算を行う。

なお、知事は、経常費補助金の交付に当たり、実態調査、私立学校振興助成法に基づき毎年度提出される財務計算に関する書類等を確認のうえ、交付額を算定し、併せて減額事由の有無を確認している。

(5) 寄付金について

実態調査に係る調査票に記載される寄付金とは、学校法人が募集する寄付金のみを記載するものである。

3 学園の高等学校及び中学校に対する経常費補助金について

(1) 学園の高等学校に交付された経常費補助金について

平成25年度に学園の高等学校に交付された経常費補助金は、以下のとおりである。また、平成24年度以前についても、各年度において知事が定めた配分基準に基づき経常費補助金が交付されている。

ア 6月分

内示日	平成25年5月14日
交付申請日	平成25年5月20日
交付申請額	51,512,000円
交付決定日	平成25年6月17日
交付決定額	51,512,000円
交付日	平成25年6月28日
交付額	51,512,000円

イ 12月分

内示日	平成25年11月5日
変更承認申請日	平成25年11月11日
変更承認申請額	100,580,000円
変更交付決定日	平成25年12月2日
変更交付決定額	100,580,000円
交付日	平成25年12月10日
交付額	49,068,000円

ウ 3月分

内示日	平成26年2月14日
変更承認申請日	平成26年2月14日
変更承認申請額	119,782,000円
変更交付決定日	平成26年3月10日
変更交付決定額	119,782,000円
交付日	平成26年3月25日
交付額	19,202,000円

(2) 学園の中学校に交付された経常費補助金について

平成25年度に学園の中学校に交付された経常費補助金は、以下のとおりである。また、平成24年度以前についても、各年度において知事が定めた配分基準に基づき経常費補助金が交付されている。

ア 12月分

内示日	平成25年11月5日
交付申請日	平成25年11月11日
交付申請額	36,707,000円
交付決定日	平成25年12月2日
交付決定額	36,707,000円
交付日	平成25年12月10日
交付額	36,707,000円

イ 3月分

内示日	平成26年2月14日
変更承認申請日	平成26年2月14日
変更承認申請額	70,160,000円
変更交付決定日	平成26年3月10日
変更交付決定額	70,160,000円
交付日	平成26年3月25日
交付額	33,453,000円

4 請求人の告発について

(1) 請求人が学事課に対して告発に至った経緯

請求人は平成25年8月27日、学園に対して業務委託契約等についての業務監査を請求した。しかし、同年9月4日に開催された理事会において、業務監査は実施しないこととされた。このことから請求人は、学事課に対して告発を行い、学事課による業務監査を求めた。

(2) 学事課が請求人から告発を受けた内容

学事課は平成25年9月26日に、請求人から、理事長が、アストラコースの開設費用、サッカーの強化費用などの名目で多額の出費をし、学園に経済合理性のない費用負担をさせて学園の経営を危機に追い込んでいること、学園の内部統制が機能していないこと、請求人■■■■への監視行為等のパワーハラスメントなどについての告発を受けた。

(3) 請求人からの告発後の学事課の対応

学事課は、平成25年9月26日に告発書の提出を受け、同年10月1日に請求人と面談を行い告発の内容について確認し、同年10月8日に学園において告発事項である請求人■■■■への監視行為等について調査及び指導を行った。その後、同年10月25日付けで特別検査を行う旨を通知した。この間、請求人からは複数回にわたり相談がありその

都度対応を行っていた。

また、今回は請求人から多岐にわたって告発があったので、個々の問題を整理し検査手法の検討を行った。

5 学園に対する検査指導について

(1) 私立学校振興助成法に基づく検査指導

私立学校振興助成法第12条において、所轄庁は、同法の規定により助成を受ける学校法人に対し、検査、是正及び勧告等をする権限を有しており、知事は、経常費補助金の交付を受ける学校法人に対し、経常費補助金の交付目的の達成を図るため、学校法人検査指導実施要綱及び学校法人検査指導実施要綱細則に基づき、各学校法人における法人運営、学校運営及び財務運営の状況について検査指導を行っている。

高等学校を設置する学校法人については概ね4年を周期として定例検査を実施しているが、財務状況悪化の兆候が認められた場合等にあつては、不定期に特別検査を実施することとしている。

(2) 学園に対する定例検査について

知事は、学園に対する直近の定例検査を平成25年2月5日及び3月4日に実施した。その結果、就業規則に関する事、授業内容に関する事など7項目の改善・是正を要する事項が認められたが、経常費補助金の減額事由はないものと判断した。

(3) 学校法人に対する特別検査について

知事は、平成25年度において、私立学校振興助成法に基づいて提出された財務計算に関する書類を基にした財務状況の分析を踏まえ、財務状況悪化の兆候が認められる学校法人に対しては早期に特別検査を実施し、財務状況が悪化していると判断した学校法人には経営改善計画の策定を求めることとした。

具体的には、負債総額の総資産に対する割合である総負債比率が30パーセントを超えていること、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率が100パーセント未満であること、帰属収入から消費支出を差し引いた差額である帰属収支差額が2期連続マイナスであることの3つの財務指標の調査を行い、このうちの2つ以上の指標に該当する学校法人について、優先的に特別検査を実施することとした。

(4) 学園に対する特別検査について

学園については、3つの財務指標のうち帰属収支差額が3期連続マイナスとなり、更にマイナス幅が拡大していることから、知事は財務状況悪化の兆候が認められると判断した。学園に対する具体的な特別検査の時期は請求人から告発があった時点では未定であったところ、この告発を受けて早期に特別検査に入れるよう日程調整をし、知事は同年11月27日及び12月4日に特別検査を実施した。

学校法人に対する検査は学校法人検査指導実施要綱に基づき法人運営、学校運営及び財務運営の全般について行うこととされており、今回の特別検査では具体的には、現地において財務管理、学校運営等に関する必要な帳簿書類の確認、関係者への聞き取り等によって、請求人から告発のあった業務委託契約等その他の事項について重点的に検査が行われたものである。

(5) 学園に対する特別検査の結果について

知事は、学園に対して、平成25年12月25日に以下の内容について検査指導の結果通知を行い、改善・是正を必要とする事項に対する措置状況について平成26年2月28日までに提出するよう求めた。

ア 改善・是正を要する事項

(ア) 法人の管理及び運営に関する事項

就業規則のうち、再雇用及び育児介護休業に係る部分について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の趣旨が反映されていないので、理事会に諮り改正の上、労働基準監督署へ届け出ること。（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条）

(イ) 財務の管理及び運営に関する事項

a 平成24年9月1日付けで締結した「業務委託契約書」について、契約期間及び委託料の支払方法（月額払い）の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書（数値目標の設定等）及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。

b 平成24年9月1日付けで合意した「暁星国際中高サッカー部業務に関する合意書」について、契約期間及び委託料の支払方法（月額払い）の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書（スタッフ派遣員の勤務状況等）及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。

c 授業料等の減免規程に基づかずに授業料等を減免している者が見受けられるため、速やかに是正すること。また、減免規程について、減免の基準が不明確な部分があるので、適切な基準を整備すること。

d 財務状況について、帰属収支差額比率が3期連続マイナスとなっており、さらに、マイナス幅が拡大している。これは、

授業料等を徴収していない生徒の比率が高いことや収容認定員を充足していないこと等が原因であると考えられる。今後は、財務体質の強化を図る必要があることから、経営改善計画を策定し、県に提出すること。また、改善されるまでの期間、定期的に進捗状況を県に報告すること。

イ その他（措置状況に関する回答は不要だが、改善を要する事項）

（ア）学校の管理及び運営に関する事項

高等学校教員の免許状を有する者のうち、過去に1年間、中学校の教科に係る免許状が無いまま中学校の授業を行っていた者が1名確認された。現状では改善されているが、今後、決してこのようなことがないように、厳に注意すること。（教育職員免許法第3条、第16条の5）

6 経常費補助金の減額等について

（1）要綱における減額事由について

要綱第3条においては、知事は学校法人又は学校法人の設置する私立学校が、次の各号のいずれかに該当するときは、経常費補助金の全部又は一部を交付しないことができると定められている。

- 1 法令の規定、法令の規定による所轄庁の処分又は寄付行為に違反したとき。
- 2 役員間、教職員間又はこれらの者との間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人又は学校法人の設置する私立学校の適正な運営を期しがたいと認められるとき。
- 3 破産宣告を受け、負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財務状態が極度に窮迫していると認められるとき。
- 4 借入金の償還又は公租公課の支払いを相当期間怠っているとき。
- 5 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いていると認められるとき。
- 6 その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき。

（2）過去の経常費補助金の減額事例について

知事の把握する限りでは、過去10年間に於いて高等学校では経常費補助金を要綱第3条各号に該当するとして減額した事例は、5パーセント減額した事例が5件（教職員の不祥事、学校運営の不適正及び法人運営の不適正）、10パーセント減額した事例が1件（教職員の不祥事）、30パーセント減額した事例が1件（法人運営の不適正）の計7件である。

（3）経常費補助金の減額事由について

知事は学園に対する特別検査の結果を踏まえ、要綱第3条第6号に

該当する減額事由として以下の3点を確認した。

ア 業務委託契約等について、契約期間や支払方法の妥当性を欠くとともに、仕様書や積算根拠が明確でなく、委託料に見合った成果が十分に検証できるような内容となっていない。

イ 特待生に関する授業料等の減免基準が不明確であり、減免対象者の割合が極めて高いこと（約80パーセント）が財務状況悪化の原因となっていることから、経営改善計画を策定する必要がある。

ウ 教育職員免許法違反について虚偽申述が行われた疑いが極めて高い。

(4) 経常費補助金の減額について

知事は、上記(3)の理由から経常費補助金を減額して交付することとし、減額の程度については、上記(2)の事例及び県の指導に対する学園の対応を総合的に勘案し、学園の高等学校及び中学校に対する平成25年度の経常費補助金の一般補助の総額から5パーセントとすることとし、上記第4-2(3)により算定した年間の一般補助の金額である高等学校分125,771,000円及び中学校分73,537,000円から5パーセントに相当する高等学校分6,289,000円及び中学校分3,677,000円を減額し、特別補助の金額である高等学校分300,000円及び中学校分300,000円を加えた金額を、上記第4-3(1)ウ及び第4-3(2)イのとおり変更交付決定した。

(5) その他

ア 会社の主催するサッカー大会に係る経費のうち、寮に係る経費については、学園において上記第4-2(2)に記載の補助活動費（教育活動に付随する活動に係る経費）として経理されており、経常費補助金の対象に含まれていない。

イ 経常費補助金は、知事が高等学校、中学校及び小学校の各学校の補助対象経費である経常費の範囲内で算定し、交付している。

第5 判断

1 監査の対象について

(1) 地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求は、普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為又は怠る事実」を「当該行為等」という。）があると認めるときは、住民は監査委員に対し、監査を求め、当該行為等により当該普通地方公共団体の被った損害補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求においては、当該行為等が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不適当である旨を指摘して、その違法性又は不当性を摘示しなければならないとされている（東京

地裁平成2年（行ウ）第100号平成3年3月27日判決参照）。

上記に照らし、本件措置請求のうち、教員の海外派遣に係る補助金の支出に関する措置を求める部分については、学園が「補助金を申請し、これを受領しているようである」といった請求人の見解が述べられているのみであり、また、これについて証する書面の添付もないことから、請求対象とする財務会計行為に係る違法性又は不当性が具体的な理由によって摘示されているとは認められないため、当該部分については地方自治法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求と言わざるを得ない。

- (2) 住民監査請求については、違法又は不当な財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も対象となるものとされており、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当である。」（福岡高裁平成11年（行コ）第32号平成12年6月29日判決）とされている。

しかしながら、請求人の主張する平成25年12月よりも後に知事が学園に交付する経常費補助金の支出のうち、平成26年度以降に学園に対して交付される経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については、当該財務会計行為が違法又は不当になされる可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認めすることはできない。

したがって、本件措置請求のうち平成26年度以降に学園に対して交付される経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については不適法な請求と言わざるを得ない。

- (3) よって、以下その余の部分について判断することとした。

2 経常費補助金の支出について

請求人の主張及び知事の意見に沿って、以下に掲げる項目ごとに判断する。

- (1) 経常費補助金の減額について

ア 地方自治法第232条の2においては、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができるが、この補助をするに当たっての公益上の必要性に関する判断に当たっては、普通地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解され、当該普通地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解され

ている（広島高裁平成10年（行コ）第11号平成13年5月29日判決参照）。

イ 平成24年度以前に交付された経常費補助金の支出について

請求人は、平成25年12月よりも前に交付された経常費補助金の支出に関しても経常費補助金の減額事由があったと主張している。

このうち平成24年度以前に交付された経常費補助金については、学園に対して、上記第4 2（4）のとおり経常費補助金の交付に当たり減額事由の有無について確認し支出が行われていると解され、また、上記第4 5（1）のとおり定例検査が行われていることから、減額を行わなかった知事の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは言えない。

したがって、平成24年度以前に交付された経常費補助金に関して経常費補助金の減額事由があるのに減額せずに交付したことにより県が損害を被っているとの請求人の主張には理由がない。

ウ 平成25年度に交付された経常費補助金の支出について

請求人は、12月分補助金の支出について、要綱第3条第1号、第2号、第5号及び第6号に該当する経常費補助金の減額事由があるのに減額せずに交付したことにより県が損害を被っていると主張している。

また、平成25年12月よりも前に知事が学園に交付した経常費補助金の支出に関しても同様の理由により県が損害を被っていると主張する。平成25年12月よりも前に知事が学園に交付した経常費補助金の支出のうち、平成24年度以前のものについては上記（1）イのとおりであり、平成25年度については、上記第4 3（1）アのとおり平成25年6月に知事が学園の高等学校に交付した経常費補助金（以下「6月分補助金」という。）の支出がある。

さらに、平成25年12月よりも後に知事が学園に交付する経常費補助金の支出についても同様の理由により県が損害を被るおそれがあると主張する。平成25年度において、平成25年12月よりも後に交付する経常費補助金については、上記第4 3（1）ウ及び第4 3（2）イのとおり3月分補助金の支出がある。

学園に対する平成25年度の経常費補助金については、上記第4 3（1）ア及びイ並びに第4 3（2）アのとおり、6月には高等学校に係る交付決定が、12月には高等学校に係る変更交付決定及び中学校に係る交付決定が行われ、特別検査の結果、上記第4 6（3）のとおり要綱第3条第6号に該当する減額事由が確認されたことから、上記第4 6（4）のとおり減額することとし、上記第4 3（1）ウ及び第4 3（2）イのとおり3月に変更交付決定が行われたところである。

経常費補助金の減額については、要綱第3条各号に該当するか否かの判断、要綱第3条各号に該当した場合に減額を行うか否かの判断及び減額を行う場合にどの程度の減額を行うかの判断は知事の裁量事項であると解されるものであり、平成25年度の経常費補助金に係る減額事由については特別検査の結果を踏まえて上記第4-6(3)のとおりとし、上記第4-6(4)のとおりの内容で減額を行うものとした知事の判断については、過去の減額事例等を踏まえれば、裁量権の逸脱又は濫用があるとは言えない。

また、実態調査に係る調査票への寄付金の不記載等については適正を欠く点はなく減額事由に該当しないとした知事の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは言えない。

したがって、6月分補助金及び12月分補助金の支出については経常費補助金の減額事由があるのに減額せずに交付したことにより県が損害を被っており、3月分補助金の支出については経常費補助金の減額事由があるのに減額せずに交付することにより県が損害を被るおそれがあるとの請求人の主張には理由がない。

(2) 経常費補助金の対象外経費が補助対象として県に申請されているとの主張について

ア 請求人は、県が学園に支出した経常費補助金について、経常費補助金の対象外である経費が経常費補助金の対象経費として不正に申請されていると主張している。

請求人が経常費補助金の対象外であると主張する、会社がサッカー大会で学園の施設を利用した場合の経費のうち、寮に係る経費については上記第4-6(5)アのとおり経常費補助金の対象に含まれていないものである。

したがって、寮に係る経費が経常費補助金の対象経費として不正に申請されているとの請求人の主張には理由がない。

イ 寮に係る経費以外で請求人が主張する経常費補助金の対象外経費としてナイター設備の光熱費がある。

学園はアストラコースを設置し、サッカーを特色とした学校運営を行い、また、会社が主催するサッカー大会を通じて学園の施設等を広報し、生徒募集につなげるという経営判断が行われていることも私立学校を運営していく上では必要なことであると解される。以上のことからすれば、ナイター設備の光熱費について仮に経費の負担があったとしても学園の広報活動に係る経費として認められるものであるとの知事の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは言えない。

したがって、ナイター設備の光熱費が経常費補助金の対象外経費であるとの請求人の主張には理由がない。

ウ 請求人は、小学校の経常費補助金で高等学校及び中学校の赤字を

補填してはならない旨主張している。

しかしながら、経常費補助金については、経常費を対象として学校ごとに補助されており、各学校に対する経常費補助金は、各学校の対象経費の範囲内で補助されていることが認められる。よって、学園内の他の学校の赤字の補填に使われていることはないとの知事の判断は不合理なものであるとは言えない。

したがって、小学校の経常費補助金で高等学校及び中学校の赤字が補填されているという請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求のうち、教員の海外派遣に係る補助金の支出に関する措置を求める部分及び平成26年度以降に学園に対して交付される経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については地方自治法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求であるからこれを却下することとし、その余の部分については請求人の主張に理由がないからこれを棄却することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

意見書

1 総論

(1) 請求に関連する法人の概要

学校法人暁星国際学園（以下「学園」という。）は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条の規定により、昭和59年8月1日に千葉県知事から認可を受けた学校法人であり、高等学校、中学校、小学校、幼稚園を運営している。

(2) 経常費補助金

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、私立学校法第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」とされている。さらに、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条において「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。」とされている。

県は、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成7年千葉県告示第677号。以下「要綱」という。）を定め、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び要綱に基づき、当該学校法人に対し経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

そして、要綱第2条第2項において、経常的経費として、人件費のうち教員人件費、職員人件費及び退職金並びに教育研究及び管理に要する経費が規定されている。

なお、年度分の補助金について、高等学校においては、6月・12月・3月の3回、中学校及び小学校においては、12月及び3月の2回に分けてそれぞれ交付している。

○高等学校

- ・ 6月：前年度実績の4割
- ・ 12月：本年度算定した総額の8割から6月交付分を差し引いた額（約4割）
- ・ 3月：本年度算定した総額から6月と12月交付分を差し引いた額（約2割）

○中学校及び小学校

- ・ 12月：本年度算定した総額の約5割
- ・ 3月：本年度算定した総額から12月交付分を差し引いた額（約5割）

補助金の額は、配分基準に基づき算定しているが、配分総額（予算額）については、生徒等の定員内実員数によって配分されるもの（生徒割）、教職員の数や給与水準によって配分されるもの（教職員割）、各学校の取組内容に応じて配分されるもの（学校割のうちの個別割）及び経常的収入に対する経常的支出の状況によって配分されるもの（財務割のうちの収支状況割）等に分けられる。

手続きとして、高等学校においては、例年5月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が提出され、6月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、11月及び2月に学校法人からそれぞれ変更承認申請が提出され、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、12月に2回目、3月に3回目の概算払を行い、4月に額の確定・精算を行う。

中学校及び小学校においては、例年11月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が提出され、12月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、2月に学校法人から変更承認申請が提出され、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、3月に2回目の概算払を行い、4月に額の確定・精算を行う。

(3) 学園に対する補助金

千葉県知事は、本年度分の学園に対する補助金として、高等学校については6月28日に51,512,000円、12月10日に49,068,000円の計100,580,000円、中学校については12月10日に36,707,000円を支出した。

また、平成24年度分の補助金として、高等学校については6月29日に47,117,000円、12月10日に54,754,000円、3月25日に27,210,000円の計129,081,000円、中学校については12月10日に34,904,000円、3月25日に35,397,000円の計70,301,000円を支出した。

これまでの補助金の支出は、地方自治法第232条の2、私立学校法第59条及び私立学校振興助成法第9条の規定により行っており、また、規則及び要綱に定める手続きに従っており、いずれも適正に行われている。

なお、学園に対する本年度分の補助金については、学園の管理運営等に著しく適正を欠く事例が見られることから、3月交付分において、要綱第3条第6号に基づき、高等学校及び中学校それぞれ減額するが、これは、過去の高等学校に係る減額事例も踏まえ、総合的に判断して行うものであり、適正である。

(4) 私立学校振興助成法に基づく検査指導

私立学校振興助成法第12条において、所轄庁は、同法の規定により助成を受ける学校法人に対し、検査、是正及び勧告等をする権限を有しており、県は、補助金の交付を受ける学校法人に対し、補助金の交付目的の達成を図るため、「学校法人検査指導実施要綱」に基づき、各学校法人における業務運営及び会計処理の状況について検査指導を行っている。

検査について、高等学校設置法人については原則4年を周期として定例検査を実施しているが、財務状況悪化の兆候が確認された場合等にあっては、不定期に特別検査を実施することとしている。

(5) 学園に対する検査指導

県は、学園について財務状況悪化の兆候が見られること等から、学園に対し特別検査を行うこととしたが、平成25年9月26日、本件請求人から、学園の運営等に関する告発があったため、告発があった部分を重点的に確認することとし、同年11月27日及び12月4日に実地検査を実施し、12月25日付けで検査指導結果を通知し、改善是正を要する事項等について指導した。

検査指導結果の内容については、主に以下のとおりであり、改善是正を必要とする事項に対する措置状況について2月28日までに提出するよう求めた。

○ 改善・是正を要する事項

[法人の管理及び運営に関する事項]

- ・ 就業規則のうち、再雇用及び育児介護休業に係る部分について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の趣旨が反映されていないので、理事会に諮り改正の上、労働基準監督署へ届け出ること。(労働基準法第89条)

[財務の管理及び運営に関する事項]

- ・ 平成24年9月1日付けで締結した「業務委託契約書」について、契約期間及び委託料の支払方法(月額払い)の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書(数値目標の設定等)及び委託

料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。

- ・ 平成24年9月1日付けで合意した「暁星国際中高サッカー部業務に関する合意書」について、契約期間及び委託料の支払方法（月額払い）の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書（スタッフ派遣員の勤務状況等）及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。
- ・ 授業料等の減免規程に基づかずに授業料等を減免している者が見受けられるため、速やかに是正すること。また、減免規程について、減免の基準が不明確な部分があるので、適切な基準を整備すること。
- ・ 財務状況について、帰属収支差額比率が3期連続マイナスとなっており、さらに、マイナス幅が拡大している。これは、授業料等を徴収していない生徒の比率が高いことや収容認可定員を充足していないこと等が原因であると考えられる。今後は、財務体質の強化を図る必要があることから、経営改善計画を策定し、県に提出すること。また、改善されるまでの期間、定期的に進捗状況を県に報告すること。

○ その他（措置状況に関する回答は不要だが、改善を要する事項）

[学校の管理及び運営に関する事項]

- ・ 高等学校教員の免許状を有する者のうち、過去に1年間、中学校の教科に係る免許状が無いまま中学校の授業を行っていた者が1名確認された。現状では改善されているが、今後、決してこのようなことがないように、厳に注意すること。（教育職員免許法第3条、第16条の5）

2 請求人の主張及びこれに対する知事の意見

(1) 請求書 第1「請求の趣旨」について

<請求人の主張>

請求人の県に対する内部告発が適切に扱われておらず、県の怠る行為により、補助金が違法に支出され、今後も支出される恐れがある。補助金の減額・停止事由があるのにそれを明確に通知せず、経営改善指導を行いながら理事会の構成に踏み込まないなど、県の指導は十分とは到底言い難い。このような怠る事実により、学園は、経営の改善どころか人心を失って劣化し続け、補助金は無駄に費やされることになる。経営の抜本的改革がなければ補助金が支給できないことが決定され、学園に明確に知らしめられる必要がある。

<知事の意見>

前記のとおり、県は、学園の財務状況悪化の兆候を把握し、内部告発があった部分について重点的に検査を行うなど、適切に対応している。

県は、平成25年12月25日に、学園に対し検査指導結果を通知し、改善是正を要する事項等を示すなど、これまでの県の検査指導は適正に行われている。

本年度分の補助金については、要綱第3条第6号に基づき、3月交付分において減額するが、これまでの学園への補助金について、教職員人件費、教育研究及び管理経費に使用されており、違法に支出されていない。

今後も、検査指導結果に基づく改善状況等を確認しながら継続して指導を行っていくのであり、指導に対する改善が認められない場合にあっては、引き続き補助金の減額を検討することとなる。

(2) 請求書 第2「請求人の属性」について

<請求人の主張>

請求人は千葉県民である。(請求人の一人は)学園の■■■■■■■■■■である。■■■■■■■■■■は、学園の理事長、小学校長、中学校長、高等学校長、君津幼稚園長である。

<知事の意見>

請求人の一人が学園の■■■■■■■■■■であることについては、平成25年度私立学校実態調査において、学園より、同人が同■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■である旨の報告を受けている。

■■■■■■■■■■が、学園の理事長、小学校長、中学校長、高等学校長、君津幼稚園長であることは認める。

(3) 請求書 第3「業務監査請求・学事課への告発と行政指導の経過」の1「請求人の県に対する内部告発とその理由」について

<請求人の主張>

請求人は、学園が誤った方向に進んでおり、その結果、財政的に立ち行かなくなる危機に瀕しており、近い将来生徒保護者に重大な不利益が発生するであろうことを懸念し、2013年8月27日、学園に対し、業務監査を請求した(事実上の内部告発)。この業務監査請求は、学園の財政が急速に悪化している原因の根本であるサッカースクールとの癒着

という問題について行われたものである。

生徒数について、小学校が伸びているのに対し、中高は激減している。

学園のサッカー強化コースである中高のアストラ・インターナショナルコース（以下「アストラコース」という。）は8割が特待を受けているとも言われているコースで、補助金の交付対象ではない。特待生の増加は、学園の財政状況を悪化させ、経営破たんにつながる問題である。

学園が、サッカースクールの食い物になり、学園の財政が急速に悪化し危機的状況を招いている。

学園は、業務監査を拒否したばかりか、業務監査請求を行った請求人に対して集団リンチのような言語に絶する壮絶なパワーハラスメント・監視行動を行い、請求人を孤立させようとする悪質な対応をとってきた。

<知事の意見>

平成25年9月26日付けで、県に対し、請求人の主張するような告発があった。

アストラコースの生徒のうち約8割が授業料を徴収していない生徒であるということは、今年度の特別検査において判明したが、補助金の配分基準のうちいわゆる生徒割については、その学校の定員内実員に応じて配分しており、そもそも補助金は経常的経費に補助するのであって、授業料を徴収していない生徒等がいるからといって、それが補助金の交付対象にならないということはない。

授業料等を徴収していない生徒の比率が高いことが経営状況を悪化させる要因のひとつとなっていると考えられ、学園に対して、財務体質強化を図るために、経営改善計画を策定するよう検査指導結果で指摘している。

(4) 請求書 第3の2「業務監査請求の理由」について

<請求人の主張>

サッカースクール運営会社（以下「会社」という。）の会長であり学園のサッカー部関係者である者らは、理事長に働きかけ、アストラコースを開校させ、2009年に開校したアストラコースのグラウンド整備費用等として、約1億5千万円を学園に拠出させた。そして、会社は、このグラウンドを使って合宿を行いながら、一人あたり参加費12,000円のうち、食費、宿泊費等の実費3,500円のみを学園に支払っているものの（実費を回収できているかも疑わしい）、グラウンド使用料などナイター設備使用料など施設を使用させるサービスについての対価を全く得ておらず、学園が取得すべき巨額の収入がこの会社に転嫁されている。

会社はコーチを派遣している程度だから、学園への支払額は最低 1 万円になるはずで、夏合宿だけでも 1 年に約 1,000 万円の損害 (6,500 円×参加者 1,500 名=9,750,000 円)、4 年間では 4,000 万円の損害を被っている。本契約の締結履行は、学園よりこの会社の利益を優先させるものである。

これ以外にも、学園の経営を圧迫する多額の出損がなされ、経費補助金の対象でない経費について、経費補助金が申請されている疑いがある。これら出損の多くは、学園の財務上の損害を与えながら、この会社と会長は、金銭・財産上の利益を取得している疑い (横領・背任の疑い) があり、その原資は、授業料、補助金、保護者からの寄付金である。

2013 年夏の寄付金の宛先を会社口座としていることは、そのもっともあからさまな背任の事実である。

2009 年 1 1 月の [] で元日本代表選手を招へいた費用、2010 年に元エクアドル代表選手を講演に呼んだ費用を学園の補助金対象経費として申請している可能性がある。学園の教育事業としての適正な出資とは到底言い難い支出を学園の経費として申請することは、不正な補助金の申請である。

また、この会長が、理事長室を訪れるたびに受け取っている数万円程度の金銭は、保護者が現金で理事長に持ってくるものを理事長がプールしているものである可能性が高い。

<知事の意見>

請求人の主張するような告発があり、特別検査を実施したところ、学園と会社との契約等に関する事項は主に以下のとおりであった。

- 会社主催のサッカー大会 (請求人の主張するいわゆる合宿) において、学園が会社から 1 泊 3 食分 3,500 円を徴収したことを確認しているが、「会社はコーチを派遣している程度だから、学園への支払額は最低 1 万円になるはずであり、4 年間で 4,000 万円の損害を被っている」との請求人の主張は根拠がない。

会社はサッカー大会を主催し、企画や運営を行っているとは学園から聴取しており、また、仮に学園がグラウンド使用料など相応の対価を得ることが可能であったとしても、経費の支出の問題ではないので補助金の不正受給とは関係ない。

- 平成 24 年 9 月 1 日付けで締結した中高サッカー部に係る契約について、契約期間や支払い方法の妥当性を欠くとともに、仕様書や積算根拠が明確でなく、委託料に見合った成果が十分に検証できるような内容となっていないが、このことについては、改善是正を要する事項として検査指導結果で指摘している。

- 2009年11月のエキシビジョンマッチは、学園と■■■■（学園理事長の後援会とのこと）との共催で経費のうち学園負担は約1割強程度であり、その経費について、学園はアストラコースの運営に必要な経費と考えており、不適正なものとは認められない。

2010年に元エクアドル代表選手を講演に呼んだ費用として300万円かかった疑いがあるとの請求人の主張に係る事実は確認できなかった。

2010年に最優秀中学生をフランスに派遣した経費について、学園からの支出は確認できなかった。

2013年夏の寄付金の件については確認できなかった。
- 請求人の主張する経費の多くについて学園は負担しておらず、また、一部負担していたとしても学園の経営判断として全く不要なものとは言えず、「学園の教育事業としての適正な出資とは到底言い難い支出を学園の経費として申請することは、不正な補助金の申請である。」との主張は、その根拠を欠くものであり、補助金の不正受給にはあたらない。
- 保護者が現金で理事長に持ってくるものを理事長がプールし、これをある者に渡していたことについて、理事長は否定している。

(5) 請求書 第3の3「学事課への告発」について

<請求人の主張>

請求人は、学事課による検査と行政指導（勧告及び第三者委員会による調査）を求めることとし、9月25日に学事課に告発を行った。

学事課は、10月27日に、学園に対し、学園の生徒数が急減している事情などについて事情聴取を行い、11月27日、12月4日に立入検査を実施し、12月25日に経営改善指導を行った。

これら学事課の指導は、到底十分なものとは言い難い。

<知事の意見>

平成25年9月26日に、請求人からの電話を受け、同日のメールにて告発書を受信し、書類についても同日、郵便で到達した。

10月27日に学園に対し事情聴取を行った事実はないが、前記のとおり、県は、11月27日、12月4日に実地検査を実施し、12月25日に経営改善指導を行った。

特別検査については、現地において、財務管理、学校運営等に関する必要な帳簿書類の確認、関係者への聴き取り等によって行ったものであり、適正になされたものである。

なお、本年度の補助金については、要綱第3条第6号に基づき、3月交付分において減額するが、今後、検査指導結果に基づく改善状況等を確認しながら、引き続き指導する。

(6) 請求書 第4「業務監査請求後の事実の経過」の1「学園と理事長による請求人の迫害」について

<請求人の主張>

学事課は、告発に対し理解を示してきたものの、慎重に調査するとの姿勢から迅速に対応してこなかったため、学園から請求人は様々な攻撃を受けてきた。この点については、県の指導不足とも関連する。

<知事の意見>

9月26日付けで告発書の提出があり、10月1日に請求人と最初の面談を行った。

その後、10月7日に、請求人から、学園内で他の職員から監視行為をされているので早急に学園に対し指導すべきとの要請があったため、翌8日に学園に赴き、事実確認した。理事長は、「数日前に請求人から相談があった。そのような行為があればやめるように当該職員を指導したが、改めて指導し、適切な対応をとる。」旨発言した。これを受けて、県は、理事長に対し、当該職員の勤務態度等について校長が責任を持って適切に対応するよう話をした。

特別検査については、理事長あてに、10月25日付けで通知文書を発出したが、県として事前の準備に相応の期間を要するものであり、適正な期間内に、速やかに行ったものである。

(7) 請求書 第4の1の1「保護者等を使つての脅迫行為・パワーハラスメント」について

<請求人の主張>

理事長は、解決済みの小学校の寮におけるいじめ問題を保護者を使つて蒸し返させ、請求人の責任だと言って、請求人を攻撃し続けている。いじめ問題は小学校長である理事長自身が自らの責任において謝罪すれば済む話であり、請求人に責任をなすりつけるような問題ではないにもかかわらず、請求人は、理事長等から激しい糾弾を受け、精神性ストレスとなり通院加療を要するとの診断を受け、療養のために休職に追い込まれている。学事課と警察も事態を重く見て、いじめ問題に関し請求人を関与させないようにするという異例の申し入れを行ったが、いまだに

請求人に対する謝罪は一切ない。

<知事の意見>

いじめ問題について、10月8日、11月12日等に、学園に対し、組織として適切に対応するよう、また、請求人が精神的にダメージを受けているので請求人への対応は慎重に配慮願いたい旨伝えた。

(8) 請求書 第4の1の2)「請求人を孤立させるための小学校教員との個別面談」について

<請求人の主張>

理事長は小学校に乗り込み、小学校の教員に個別の面談を行って請求人から離反させ、今後小学校は自分が仕切ることが宣言するなど、請求人を徹底的に孤立化させる対策を採ってきた。小学校は、学園で唯一、適正に機能している部門であり、理事長が校長としての指揮権をふるう必要は全くない。この校長としての権限行使は、裁量権の逸脱であり、学園が、理事長をして、小学校の教員に個別の面談を行って請求人から離反させたことは不法行為である。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

(9) 請求書 第4の1の3)「請求人に対する懲戒解雇のおどし」について

<請求人の主張>

10月30日に小学校の職員会議で請求人の行動は懲戒解雇事由にあたることを宣言した。懲戒解雇事由に相当する事実は存在しないが、存在するとしてもそのような事実だけで懲戒解雇を行うことは解雇権濫用にあたる。脅迫以外の何物でもない。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

(10) 請求書 第4の1の4)「〇〇傘下の組合を懐柔しての組合つぶし」について

<請求人の主張>

学園が、中高組合の不当労働行為にあたる行為（請求人を支持するた

めに結成された小学校教員の労働組合の行動を阻止し、活動休止に追い込んだこと)を黙認したことは、学園の不法行為である。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

(11) 請求書 第4の1の5)「〇〇組合の組合員による請求人の監視の黙認」について

<請求人の主張>

ある職員に請求人の一切の行動を監視させ、これにより請求人は、学園に居場所がなくなり、業務を妨害されてきた。学事課は、この監視行動をやめさせるよう指導しているにもかかわらず、指導を真摯に実践しなかった。

学園は、この職員の行為が不法行為にあたることを認識し、請求人に対する安全配慮義務の観点からこれを止めさせるべきであったが、それをせず、中高組合に情報を流し、これを黙認したことは学園の不法行為である。

<知事の意見>

10月7日に、請求人から、学園内で他の職員から監視行為をされているので早急に学園に対し指導すべきとの要請があったため、翌8日に学園に赴き、事実確認した。理事長は、「数日前に請求人から相談があった。そのような行為があればやめるように当該職員を指導したが、改めて指導し、適切な対応をとる。」旨発言した。これを受けて、県は、理事長に対し、当該職員の勤務態度等について校長が責任を持って適切に対応するよう話をした。

(12) 請求書 第4の1の6)「請求人の弁護士を辞任させようと、執拗に代理人と代理人が所属する事務所の代表弁護士にレターを送り続け、代理人を懲戒請求していること」について

<請求人の主張>

学園が、学園の代理人弁護士をして、理由のない懲戒事由を持ち出して、請求人の代理人を辞任させて、請求人の孤立化を図ったことは、悪質極まりない人権侵害であり、悪質な不法行為である。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

(13) 請求書 第4の1の7)「請求人の通信の閲覧」について

<請求人の主張>

平成25年9月11日頃、請求人のパソコンのサーバーを取替えた。これにより、学園、理事長は、請求人のこれまでの通信記録を閲覧できるようになった。これは憲法上の権利である通信上の秘密を脅かす行動であり、人権侵害であるから、不法行為を構成することは明らかである。集団リンチのような糾弾をやり続ける行為は、教育者として許されるものではない。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

(14) 請求書 第4の2「アストラで学園が支えられることの危険」について

<請求人の主張>

アストラコースの生徒の8割までは、補助金の交付を受けられない(授業料の減免を受ける)特待生であるため、アストラコースの生徒数の増加は、学園の経営の改善に役立たず、他のコースの授業料・補助金を使ってアストラが運営されることになり、学園の危機を決定的なものにしている。

理事長は、アストラコースの下に帰国子女が学ぶ特別コースであるインターナショナルコースを置くという暴挙を行おうとしているようである。学園の最大の強みである国際性という評価は地に落ちることとなり、学園にとっての自殺行為になる。

<知事の意見>

授業料等を徴収していない生徒の比率が高いことが経営状況を悪化させる要因のひとつとなっていると考えられ、学園に対して、財務体質強化を図るために、経営改善計画を策定するよう検査指導結果で指摘している。

授業料を徴収していない生徒が補助金の交付対象にならないということはない。

コースの設置は学園が決めることであるが、アストラコースの下にインターナショナルコースを置くことについて、学園は否定している。

(15) 請求書 第4の3「学園の内部統制が機能していないこと」の(1)「理事会は、利益相反があるものその他適格を欠くものが就任していること」について

<請求人の主張>

会社の会長は、学園と契約関係になるものであり、学園との利害の相反性から考えて、評議員になるに不適格なものである。また、理事に就任したある者も同じく利益相反の観点から理事になるにふさわしいものではない。

後者の理事は、学園が新たにつくばエクスプレス流山駅前に幼稚園を開校し、将来的に小学校の開校も予定されているプロジェクトに参与しているが、このプロジェクト自身が学園の経営をさらに危険な状況に追い込む可能性があるものである。

さらにこの理事は、塾を共同経営しており、これを理事長にも開示していないようである。

<知事の意見>

理事となる者については、私立学校法第38条第1項に規定されており、同法第40条の4において「学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。」と規定されているが、請求人の指摘する者は代理権を有している理事ではないため、学園との間に利益相反関係はない。

また、評議員となる者については、同法第44条第1項に規定されているが、評議員が学園の代理権を有することはなく、学園と利益相反関係になることはない。

なお、学校法人会計基準（昭和46年4月文部省令第18号）第34条第7項において、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項について計算書類の末尾に記載するよう求められており、その中で関連当事者（法人の役員が支配している法人等）との取引について記載することとなっているように、関連当事者との取引については禁止されていない。

学園が設置しようとする（仮称）暁星国際流山幼稚園の設置計画については、平成24年12月21日付けで、千葉県私立学校審議会から、承認して差し支えない旨の答申を得ている。

新たな小学校の開校について、具体的な状況は不知。

塾について、当該理事は共同経営していないとのことである。

- (16) 請求書 第4の3の(2)「理事会が法的に有効に存在したか疑わしいこと」について

<請求人の主張>

8月の理事会が適正な手続を経て招集されているか疑問である。理事会の議事録は、8月28日に請求人が学園を訪れた時点では出来ていなかった。理事会決議は不存在である可能性がある。

<知事の意見>

11月27日の検査時において、平成25年8月19日の理事会は適正な手続を経て招集され、決議されており、議事録が存在することを確認している。請求人の主張する8月28日に議事録が作成されていないからといって理事会が不存在というのは根拠を欠く。

- (17) 請求書 第4の3の(3)「業務監査の申し入れに対し、監事が果たすべき職責を果たさなかったこと」について

<請求人の主張>

監事は理事会決議の問題に何ら対応せず、業務監査の問題を理事会に丸投げし、告発の問題を会計士、しかも理事長の選任した者に丸投げした。監事が果たすべき職責が果たされておらず、内部統制が機能していない。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

- (18) 請求書 第4の3の(4)「理事会が理事長のイエスマンで固められていること」について

<請求人の主張>

内部告発に関し、監事から招集された理事会では、誰も異議を述べず、実質的議論もないまま、理事会は業務監査提案を拒否する決議を行ったようであり、理事会が何ら機能していないことを示すものである。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

- (19) 請求書 第4の4「理事長は学園を私物化し、節操のない業務執行を行

っていること」について

＜請求人の主張＞

理事長は、節操なく自らの立場をかえ、自分のために尽くしたものを裏切り、攻撃している。

＜知事の意見＞

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

(20) 請求書 第5「業務監査請求の請求原因事実」の1「県の指導が十分でなく、怠る事実があること」の(1)「理事長が指導の重大性を理解していないこと」について

＜請求人の主張＞

12月25日付通知による指導後、経営責任を明確にすることが学園と理事長の責務であるとして、請求人は直ちに適切な対応をとることを学園に通知したが、学園は請求人にさらなる挑発と圧力を行うという悪質極まる対応をとっている。12月10日には、真の理由か疑わしい理由で出頭を命じ、請求人が代理人の立会を要求するとこれを拒んでいたが、経営改善指導後に、学園に対し、請求人の職場復帰と経営改善指導に関する提案を行ったのに対し、12月27日には、上記の出頭命令に従わないことを理由に給与の支払い停止を通知し、平成26年1月20日には実際に、給与の支払いを停止した。

さらに1月には、保護者からの新聞記事に関する突き上げを受けると、理事長は保護者に5年間は猶予期間が与えられたと伝え、また、請求人に対する名誉棄損に該当する言動を保護者・仲裁に入ろうとする関係者に行っている。

学園に対する指導の不十分さを疎明するものである。

＜知事の意見＞

県は、12月25日付けで、検査指導結果を通知し、改善是正を要する事項等を指導した。

経営改善計画は、5年間の猶予期間を与えるものではなく、毎年度着実に経営改善を図り、概ね5年以内に確実に健全化が図られるよう指導していくためのものである。

(21) 請求書 第5の1の(2)「現在の指導では、経営の良好な小学校の経営まで危うくすることになる可能性があること」について

<請求人の主張>

中高の赤字を小学校の黒字によって補填するという状況が少なくとも過去3年にわたって継続している。中高の巨額の赤字を継続的に小学校が補填しているという状況は、小学校の保護者生徒の授業料と補助金で中高の赤字を継続的に補填してことになる。このような状況を放置したのでは、経営改善どころか、経営の良好な小学校の経営まで危うくすることになる。小学校と中高は独立採算であることが原則であり、小学校の授業料と補助金で中高の赤字を補填してはならないこと、そのために口座の分離などの具体的手段が明らかにされるべきであった。

<知事の意見>

法人全体の帰属収支差額について、平成24年度は△約2億4千8百万円、平成23年度は△約1億8千1百万円、平成22年度は△約9千4百万円であり、平成24年度の小中高の内訳を見ると、以下のとおり、中高の赤字が大きく、中高の財務体質の強化等が必要であるため、経営改善計画の策定を求めた。

・高等学校	△202,482,573 円
・中学校	△115,085,832 円
・小学校	71,938,171 円
・その他	△ 2,823,747 円
計	△248,453,981 円

補助金は、基本的に、交付する年度の人件費や教育研究経費等の経常的経費を対象に学校種ごとに補助するものである。

これまでの学園における各学校への補助金は、いずれもそれぞれ補助対象経費内の金額であるため、問題ない。

なお、各学校の会計は区分されている。

(22) 請求書 第5の1の(3)「経営改善のためには理事会の構成へ踏み込む指導が不可欠であったこと」について

<請求人の主張>

これまでの放漫経営についての責任を明らかにすることは不可欠であり、むしろ補助金を支給する県の義務である。3年続けて赤字という危機的な状況が放置されてきた理由は、内部統制の機能不全にあることは、検査を実施したならば容易に理解できることである。経営改善計画には、理事会の人選・構成についての指導が含まれるべきであったし、それなしに適切な経営改善計画が策定されることを期待しようもない。

理事会の構成に踏み込むことは、私学自治との関係で難しいと考えて

いるようだが、疑問である。もろもろの補助金を通算すれば、2億円をはるかにオーバーする金額であり、そのような補助金により運営されている事業体が、効果が不明な業務委託契約に多額の支払いを行っており、そのようになった理由が、理事会が機能していないことにある疑いが高いのであれば、理事会の見直しを指導すること、指導に従わないときは、補助金を減額・停止することは、補助金を支払う県の指導として適切なものである。

むしろ、理事会の責任を明らかにせず、理事会の構成の見直しを求めない行政指導では、到底、学園の経営を改善することはできないことは誰でも容易に理解できる。

健全な小学校が不健全な中高の煽り食って学園全体の経営が崩壊する危機に瀕しているので、小学校の利益を代表する者を理事会に送り込むよう指導することは不可欠であり、むしろこれを行わないことが県の任務懈怠である。

<知事の意見>

中高のアストラコースに係る業務委託契約について、仕様書や積算根拠が明確でなく、委託料に見合った成果が十分に検証できるような内容となっていないことや、アストラコースに係る授業料等の減免対象者の割合が極めて高いこと等は問題であることから、改善是正を要する事項として指導している。

これらについて、学園は、これまではアストラコースを強化するという学園の経営戦略の一環であったと主張しているが、今回の指導を受けて改善する姿勢を示している。

請求人は、理事会の責任を明らかにし、理事会の見直しを指導すべきと主張するが、学園は、会社との契約内容を見直したり、アストラコースの特待生の数を段階的に減らしていくなど指導に従う姿勢を見せていること等から、現状においては、指摘事項について改善是正を求めていくという対応が最も適切な指導であると考えている。

なお、本年度の補助金については、要綱第3条第6号に基づき、3月交付分において減額するが、今後、検査指導結果に基づく改善状況等を確認しながら、引き続き指導する。

(23) 請求書 第5の1の(4)「第三者委員会の設置が勧告されるべきであったこと」について

<請求人の主張>

もし、理事会の責任を明らかにしたり、理事会の構成の見直しを求め

ることが私学自治に反するというのであれば、第三者委員会を設置して調査にあたらせるように指導すればよい。

これだけの違法行為が存在し、まだ違法行為が存在する可能性があるにもかかわらず検査を打ち切ったことも疑問である。

長野の才教学園では、県が第三者委員会の設置を指導したため、迅速な経営改善が図られている。法令違反の多様性、財政の深刻さは長野の例よりもはるかに深刻なもので、千葉県への対応はなまぬるすぎる、緩慢すぎる。

補助金の適正な利用という観点からはるかに本件の方が第三者委員会が設置される必要性が高い。

<知事の意見>

県が今回指導した事項について、まずは、学園内で改善是正されるべきであって、その状況を確認していくものであると考える。

検査については、現在確認できる事項について速やかに改善是正を求めるべきとの判断のもとで12月25日に指導結果を通知したのであって、検査がこれで打ち切られたわけではなく、今後も、改善状況等を確認していくとともに、必要に応じて、継続して検査を行っていく。

(24) 請求書 第5の1の(5)「特待生に関する内規についても指導の必要性」について

<請求人の主張>

県は、特待生に関する内規に違反して、ある子息1名に授業料を免除したことは指摘したようだが、子息は2名であり、そのほかにも内規に該当せず他の授業料を免除されている者がいる。

そもそも、アストラコースの80%の学生が授業料の免除を受けているという実態自身が問題であり、それが許容されるような内規であれば、内規を改正させ、特待生の数を適正規模に減らすように明確に通知する必要があった。

<知事の意見>

ある者の子2名のうち、授業料等の減免規程に基づかずに減免していた者は小学校の児童1名のみであり、請求人が授業料を免除していると主張している児童のうち適正な授業料を徴収していることを確認できた者もいる。

なお、減免の基準に不明確な部分は認められたので、適切な基準を整備するよう指導したところである。

また、減免自体は学園の経営判断で行うものであるが、減免対象者が多いことが財務状況を悪化させる要因のひとつでもあることから、減免規程を見直すよう指導したところであり、学園としても、アストラコースの特待生の数を段階的に減らしていくことを明言している。

(25) 請求書 第5の2「補助金の減額事由が存在すること」の(1)「私学振興助成法9条・5条5号違反(類推適用)」について

<請求人の主張>

5条各号は、小中高の補助金の給付にも当然に類推適用され、小中高においても、財務状況の悪化及び不適正な管理運営がある場合に補助金の減額措置が認められると解すべきである。

財務状況の悪化及び不適正な管理運営があることは、12月25日付の通知でも明らかであり、5号に該当することは立証されている。

(補充：要綱第3条第1号、2号、5号、6号に基づき減額すべきである。)

<知事の意見>

私立学校振興助成法第5条の補助金の減額等は、国が行うものを規定しているものである。

本年度分の補助金については、要綱第3条第6号に基づき、3月交付分において減額する。

(26) 請求書 第5の2の(2)「私学振興助成法9条・5条1号違反(類推適用)」について

<請求人の主張>

5条1号は、法令・寄付行為に違反する行為があった場合、減額の対象になるとしている。1号についても、小中高の補助金の給付にも当然に類推適用されると解すべきである。本件では、深刻な違反行為が存在する。

(補充：要綱第3条第1号、2号、5号、6号に基づき減額すべきである。)

<知事の意見>

私立学校振興助成法第5条の補助金の減額等は、国が行うものを規定しているものである。

本年度分の補助金については、要綱第3条第6号に基づき、3月交付

分において減額する。

- (27) 請求書 第5の2の(2)のア「労働法上の深刻な違反行為が存在すること」について

<請求人の主張>

理事長による労働法上の深刻な違反行為が存在することは第3の2のとおりであるが、こうした違法行為についても当然指摘されるべきである。就業規則違反のようなより労働基準監督署が扱うべき形式的な問題についての指導が行われる一方で、経営改善の要となる■■■■の■■■■を孤立化させる行為を取り上げないのは不適切である。

<知事の意見>

現段階では、請求人の主張に係る事実は確認できない。

- (28) 請求書 第5の2の(2)のイ「教員免許法違反に関し、検査妨害が行われていること」について

<請求人の主張>

平成23年のある教諭の教員免許法違反については、それ自体も問題であるが、より深刻な問題は、これを組織ぐるみで隠ぺいしようとしたことである。明らかな虚偽答弁（検査妨害）と隠蔽であり、一年間の違反の事実を通知するだけでは不十分である。

検査妨害については、補助金適正化法31条3号に該当し、刑事罰相当行為であり、重大な法令違反であり、当然指導に含まれなければならないが、補助金減額の理由になる。

教員免許法違反に関しては、調査が十分なのか疑問がある。臨時免許は1回、つまり教えるなら3年間に免許を取得するのが条件になるはずであり、臨時免許が何度も更新されているのか不可解である。20年度の更新、24年度の更新が適法なものとして判断した経過については、十分な調査に基づいていない可能性がある。

<知事の意見>

今年度の検査において、高等学校の数学の免許状を有する者1名について、平成23年度の1年間、中学校の数学の免許状がないままに、中学校の数学の授業を行っていたことが確認された。

この1名については、平成17年度から19年度までの3年間、平成20年度から22年度までの3年間、平成24年度から26年度までの

3年間について、中学校の数学の臨時免許を取得している。

23年度の状況について、11月27日の検査時に時間割表を求めたところ、探し出せないとのことであったため、本人及び管理職に確認したところ、23年度においては、中学校の数学の授業を教授していないと申述した。

12月4日の2度目の検査実施時において改めて本人に確認したところ、時間割表の提出があり、23年度において、中学校の数学の授業を教授していたことが判明した。

本人は記憶違いであったと言っているが、1回目の検査時において虚偽申述があった疑いが高いことから、補助金の減額対象としている。

なお、臨時免許状については、その有効期間中である3年間に普通免許状を取得することが原則であるが、普通免許状を取得するために努力中であることや、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができないこと等、やむを得ないと認められる場合にあっては、継続更新を行っているところであり、今回指摘した教員についても、現在、普通免許状を取得するために努力中とのことであり、臨時免許状は適正に発行されたものである。

また、この教員以外に今年度在籍する教員については、今年度の検査時に全員確認済であり、24年度の検査時においても、24年度に在籍する教員について全員確認済であり、違反事実は認められない。

(29) 請求書 第5の2の(2)のウ「寄付金に関する虚偽記載」について

<請求人の主張>

調査票に寄付金が計上されていないものがある。調査票には自主的な寄付を含まないとのことであるが、実績を見るにあたってどれだけの寄付がなされているかが重要なのであり、依頼に応じた寄付だけが対象になっているから違反にならないというのは合理的な解釈ではないし、書証で示した寄付が依頼に応じた寄付でないと言えるのか説明もなく、虚偽記載である。

県は、寄付金が会社に流れている問題について、何らの指導も行っていないようであるが、なぜ、指導しないのか疑問である。寄付の集め方と用途の問題については、まだまだ県として調査すべきことが残っているにもかかわらず、十分解明されないままで調査を打ち切ったことは任務懈怠である。少なくとも第三者委員会に引き継ぐなりの方策をとるべきであった。

<知事の意見>

実態調査票に記載する寄付金については、「募集対象」、「募集目的」、「徴収時期」、「募集対象人員」等の項目に掲げる事項を記載することとなっており、あくまでも、県として、その年度の5月1日現在において各学校が募集している寄付金を把握するために調査しているものである。書証で示された寄付が募集に応じた寄付でないことは学園に対して確認済であるし、この寄付金については学校会計に寄付金として計上されており、請求人の主張する虚偽記載との証拠はない。

現段階では、寄付金が会社に流れているという請求人の主張に係る事実は確認できない。

なお、県として、学園に対する検査を打ち切ったものではなく、必要に応じて、今後も引き続き指導していく。

(30) 請求書 第5の2の(2)のエ「法定開示書類の閲覧拒否」について

<請求人の主張>

8月28日と9月5日に、学園に法定開示書類の閲覧を申し込んだが、その閲覧を拒否された。これは私立学校法47条2項に反する。

<知事の意見>

私立学校法第47条第2項において、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書について、利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととなっているため、利害関係人からの閲覧を拒否するものであれば、同法違反である。

学園側から請求人への文書（平成25年9月5日付け 請求人から提示された甲3号証の9の項目3）において「学園は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに監査報告書の閲覧には応じますが、それ以外の書類についての開示は義務ではなく、閲覧はお断り申し上げます。」と記載されている。

(31) 請求書 第5の2の(2)のオ「内規の違反」について

<請求人の主張>

特待生の内規違反については他にも違反者が存在すると思われる。特待生のリストを示し、それが内規に整合しているといえないものについては、内規違反を認定すべきであったのにそれをしていない。これも任務懈怠である。

<知事の意見>

ある者の子2名のうち、授業料等の減免規程に基づかずに減免していた者は小学校の児童1名のみであり、請求人が授業料を免除していると主張している児童のうち適正な授業料を徴収していることを確認できた者もいる。

なお、減免の基準に不明確な部分は認められたので、適切な基準を整備するよう指導したところである。

また、減免自体は学園の経営判断で行うものであるが、減免対象者が多いことが財務状況を悪化させる要因のひとつでもあることから、減免規程を見直すよう指導したところであり、学園としても、アストラコースの特待生の数を段階的に減らしていくことを明言している。

(32) 請求書 第5の2の(3)「補助金適正化法違反」について

<請求人の主張>

5条の類推適用が無いとしても、補助金適正化法の趣旨に従って補助金が支給されねばならず、経費の中に不適切なものがあったり(29条)、使途制限に違反している場合には、補助金を減額又は停止できるものと考えられる(30条)。

会社が合宿等で学園の施設を利用した場合、特にナイター設備の光熱費が、経費補助金の対象になる経費として申請されているとすれば、学園の運営のための経費ではなく、経費補助金が不正に申請されている可能性が高い。問題は、業務委託費用として支払った金額が経費補助金の対象とされているかではなく、会社の主催する合宿のために支出した光熱費・寮の賄費などが、分離して会計処理され、経費補助金の対象になっていないかである。学園の経費支出について申請が適正なもの判断した資料が開示される必要がある。

中高の巨額の赤字を継続的に小学校が補填しているという状況は、小学校の保護者生徒の授業料か補助金で中高の赤字を継続的に補填することになる。小学校の生徒の保護者が支払った授業料が別の学校の赤字の補填に使われているのであれば、補助金の流用以上に大きな問題である。このような補填が継続している状況は、使途制限違反に該当するものと解するべきである。

<知事の意見>

会社の主催するいわゆるサッカー大会は全国各地から1,000人以上の小学生が集まる大会であり、学園はこの大会をアストラコースを広くPRできる生徒募集の一環として、仮に経費の負担があったとしても、その

経費については必要なものと考えているため、当該経費を補助金の対象経費とすることについて問題はない。

なお、経費の内容を確認したところ、大会で最も経費を要する寮に係る経費は補助活動事業（教育活動に付随する活動に係る事業）の経費であり、補助金の対象経費には計上されていない。

また、補助金は、あくまでも人件費、教育研究経費、管理経費といった経常的経費について補助するもので、積算方法が補助対象経費の何割という一般的な補助金とは異なり、生徒数や教職員数等によって配分しているものである。

これまでの学園における各学校への補助金は、いずれもそれぞれ補助対象経費内の金額であるため、問題ない。

(33) 請求書 第5の3「行政裁量により正当化する余地はないこと」について
＜請求人の主張＞

悪質かつ深刻な法令違反行為があるのであるから、補助金削減事由があるのに補助金を削減しないという選択肢はとりえない。

県の行政指導は、少なくとも以下の点で不十分である。

- ・内部統制の機能不全・理事会の責任・構成の問題に踏み込んでいない。
- ・補助金の減額・停止事由があるのに、それを明確に通知していない。
- ・小学校の授業料・補助金を中高の赤字補填に充ててはならないことについての指導がなされていない。
- ・理事会に小学校の利益を代表する者を選任するような指導がなされていない。
- ・アストラコースの特待生の募集人員についての内規の見直し、特待生の数の制限についての指導が行われていない。
- ・アストラ後援会なるものと通じ、サッカースクール会社に寄付金が流出している可能性があるが、その点は全く指摘されていない。
- ・寄付金その他の未解決の問題があるにもかかわらず、検査を終了している。検査を終了するならば、第三者委員会の設置を求めるべきところ、これを求めている。
- ・学籍のなくなった生徒の保護者のクレームに明らかに違法な対応が行われているのに何ら指摘していない。

＜知事の意見＞

本年度分の補助金については、検査指導の結果、要綱第3条第6号に該当する事由があると認められるため、3月交付分において減額する。

県は、私立学校振興助成法第12条に基づく検査を適正に実施し、適

切な指導を行っており、怠る事実はない。

学園に対する指導については、今後も引き続き行っていく。

(34) 請求書 第6「緊急の必要があること」について

<請求人の主張>

補助金があったん給付されてしまうと、学園が数億円の赤字を抱えていることから、返還命令を行ったとしても、その返還を受けることは容易でない。したがって、償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある。

県の指導が不十分なため、現段階で適正な処分が速やかに下されなければ、不可逆的な損害を小学校は受けてしまう。緊急に請求人の復帰と小学校の授業料と補助金を中高の赤字に補填しないための指導を行うことにより、保護者、募集予定者の動揺を抑えることが不可欠である。

県の指導が甘すぎるため、学園全体が急速に劣化し、解散への道を歩み始めている。緩慢な対応で行政の指導責任を果たしたとは到底思われず、怠る事実がある。理事会の構成、管理職の人事を一新しさえすれば、学園の中高の赤字体質は早急に改善される可能性があるが、学事課は積極的に事態を收拾しようとはせず、学園・保護者の混乱を放置している。

経営改善計画が出てから対応を決めるというのでは、学園の劣化はどんどん進むことになり、学事課の指導が経営の改善どころか劣化を助長することになりかねない。経営の抜本的改革がなければ補助金が支給できないことが決定され、学園に明確に知らしめる必要がある。それを行っていないことは、財務会計行為についての怠る事実である。

<知事の意見>

本年度分の補助金については、検査指導の結果、要綱第3条第6号に該当する事由があると認められるため、3月交付分において減額する。

県は、私立学校振興助成法第12条に基づく検査を適正に実施し、適切な指導を行っており、怠る事実はない。

学園に対する指導については、今後も引き続き行っていく。

(35) 請求書 第7「12月の補助金の支給についても怠る事実がある可能性があること」について

<請求人の主張>

県が1か月早く立入を実施していれば経営改善指導に関する事実に基づき、12月の補助金は削減されたはずであり、請求人が不当に抑圧さ

れ、自宅待機になることはなかったのであるから、県の対応の遅れとその不十分さは財務会計行為についての怠る事実である。

<知事の意見>

本年度分の補助金については、検査指導の結果、要綱第3条第6号に該当する事由があると認められるため、3月交付分において減額する。

県は、私立学校振興助成法第12条に基づく検査を適正に実施し、適切な指導を行っており、怠る事実はない。

学園に対する指導については、今後も引き続き行っていく。

(36) 請求書 第8「告発以前の財務会計行為に関する怠る事実」について

<請求人の主張>

平成24年にも学園に対し定期検査を実施しているにもかかわらず、告発まで、教員免許法違反、調査票・時間割などについての虚偽記載・虚偽回答、業務委託契約をレビューせず、学園の放漫経営に気づかず、学園の中高の赤字を放置し、漫然と補助金を支給し続けたことも財務会計行為に関する怠る事実である。

<知事の意見>

会社との契約や特待生の割合等について、これまで学園ではアストラコース開設にあたっての経営戦略の一環として考えていること等から、学園の管理運営等が過去に遡って著しく適正さを欠いていたものとは認められず、遡及して補助金を減額する理由はない。

教員免許の問題に関し虚偽申述があった疑いが高いことについて、補助金の減額対象とするが、違反事実が過去単年度のものであり違反の常態化は認められないこと、これまで臨時免許を取得していた教科に係るものであったこと、今年度の検査において虚偽申述をした疑いが高いこと等から、補助金を過年度に遡及して減額することはしない。

これまでは、要綱に基づく補助金の減額事由がなかったのであり、また、そもそも補助金が不正に支出されたものではないことから、漫然と補助金を交付していたのではない。

3 結論

<請求人の主張>

請求人は、理事長がパワーハラスメントや懲戒解雇のおどし等によって請求人を迫害していること、アストラコースの生徒の8割が特待生で学園の危機を決定的なものにしていること、学園の内部統制が機能していないこと等によって、学園が誤った方向に進んでおり、経営の抜本的改革が必要であるにもかかわらず、県は、理事会の構成に踏み込まず、第三者委員会の設置を勧告しない等、指導監督が中途半端で十分に行われていないため、怠る事実があると主張する。

また、学園の中学校・高等学校に対する県の補助金の支出について減額事由が存在し、支出が私立学校振興助成法や補助金適正化法等に違反し、補助すべきでなかった金銭の支出により、昨年12月及びそれ以前の補助金の支出について県が損害を被っており、今後支出する補助金について損害を被る恐れがあり、県には、この補助金支出に関し、監督指導義務を怠る事実があると主張する。

<知事の意見>

県は、学園と会社との契約について適正さを欠くこと、授業料等の減免規程に基づかずに減免している者がいること、減免の基準が不明確であること、授業料等を徴収していない生徒の比率が高いこと等の事実を確認したため、学園に対し、これらの改善是正を指導し、財務体質の強化を図るために経営改善計画を策定するよう求めた。

請求人は、県の指導監督が十分でないために怠る事実があると主張するが、県は、必要な事項についてこのように改善是正を指導している。今後も引き続き、経営改善計画に基づく改善状況等を随時確認しながら指導監督していくのであり、学園は会社との契約内容の見直しやアストラコースの特待生数の段階的な減少など指導に従う姿勢を見せていること、まずは経営改善計画等に基づき学園内で指導事項の改善がなされるべきであること等から、現段階において、理事会の構成見直しや第三者委員会の設置の指導等を行うよりも、指摘事項について改善是正を求めていく対応が最も適切な指導であると考えている。

したがって、県は、私立学校振興助成法第12条に基づく検査を適正に実施し、適切な指導を行っており、怠る事実はない。

請求人は、補助金の支出が私立学校振興助成法や補助金適正化法等に違反し、県が損害を被っている、又は、被る恐れがあり、補助金支出に関し、監督指導義務を怠る事実があると主張するが、県の学園に対する補助金の支出については、地方自治法第232条の2、私立学校法第59条及び私

立学校振興助成法第9条の規定により、また、規則及び要綱に定める手続きに従って、いずれも適法・適正に行われており、補助金の支出に関し怠る事実はない。

なお、補助金の不交付等については、私立学校の健全経営と生徒等の経済的負担の軽減に資するという補助金の交付の目的から見ても、学園の経営の更なる悪化や生徒等の経済的負担を増やすことのないよう慎重に対応すべきであるが、本年度分の補助金について、会社との契約内容、特待生の割合、教員免許に係る虚偽申述の疑い等、学園の管理運営等に著しく適正を欠き、要綱第3条第6号に該当する事由があると認められるため、3月交付分において補助金を減額し、厳しい対応を行うものであり、今後も指導に対する改善が認められない場合は引き続き減額を検討する。

12月及びそれ以前の補助金支出については、学園として、会社との契約や特待生の割合等が開設して間もない（平成22年度開設）アストラコースを強化するための経営戦略の一環であったとも考えられ、私立学校法第1条に規定する「私立学校の自主性を重んじ」つつ、今回指摘した事項に関し特段の指摘を行わなかったものであるが、24年度の決算が明らかになり、帰属収支差額比率のマイナス幅が拡大していることが判明したため、今回、県は、その原因と考えられる事項を指摘し、改善を求めたものである。

また、教員免許の問題については、違反事実が過去単年度のものであり違反の常態化は認められないこと、これまで臨時免許を取得していた教科に係るものであること、今年度の検査において虚偽申述した疑いが高いこと等から、過去に遡って学園の管理運営等が著しく適正さを欠いていたものとは認められず、加えて、そもそも補助金が不正に支出されたものでもないことから、遡及して補助金を減額する理由はない。

今後も、学園の経営改善状況等を確認しながら厳しく指導を行っていくものであり、県に怠る事実はない。